

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設保安規定の変更認可申請 についての審査結果

原規規発第 22062211 号
令和 4 年 6 月 22 日
原子力規制庁

1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 4 月 15 日付け 2022 濃計発第 6 号（令和 4 年 6 月 10 日付け 2022 濃計発第 14 号をもって一部補正。以下「本申請」という。）をもって、日本原燃株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき申請された濃縮・埋設事業所加工施設保安規定変更認可申請書が、同条第 2 項第 1 号の規定による法第 13 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、法第 22 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。なお、同号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、加工施設における保安規定の審査基準（原管研発第 1311274 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、法第 22 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

2. 申請の概要

本申請においては、以下の内容について申請を行うものであり、当該変更に伴い、用語の修正等の記載の適正化がなされている。

- （1）平成 29 年 5 月 17 日付け原規規発第 1705174 号をもって変更の許可を受けた核燃料物質加工事業変更許可申請書（以下「加工事業変更許可申請書」という。）に対応するもののうち新規制基準（平成 25 年 12 月の改正法の施行に伴い改正された規則等をいう。以下同じ。）への適合に関するものについて、設計及び工事の計画の認可を踏まえて、工事等を要する設備に関する事項に係る関係条項の規定を変更する。

なお、新規制基準への適合に関するもののうち工事等を要しない事項については令和 2 年 3 月 13 日付け原規規発第 2003138 号をもって認可済みである。

- （2）安全と品質に係る全社機能を安全・品質本部に集約することで組織的な対応を強化するため、品質・保安会議の議長及び役員等への安全に関する教育の実施責任者を安全・品質本部長とする。

3. 審査の内容

3-1. 法第22条第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、加工事業の許可又は変更の許可を受けたところ等によるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 保安に関する職務等について、保安規定に定める工事等を要する設備に関する事項及び保安規定に定める品質・保安会議に係る事項が、加工事業の許可又は変更の許可を受けた保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項、技術的能力に関する説明書の内容等と整合していること。
- (2) 加工施設の操作について、保安規定に定める分析室のフード等の最大取扱ウラン量に係る変更、工事等を要する設備に関する事項等が、加工事業の許可又は変更の許可を受けた加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法の内容等と整合していること。
- (3) 核燃料物質の管理について、保安規定に定めるUF₆^{※1}シリンダの貯蔵等に係る運用の変更、付着ウラン回収容器の貯蔵場所の追加が、加工事業の許可又は変更の許可を受けた加工施設の位置、構造及び設備の内容等と整合していること。
- (4) 放射性廃棄物管理について、保安規定に定める放射性固体廃棄物の保管廃棄場所の変更等が、加工事業の許可又は変更の許可を受けた加工の方法の内容等と整合していること。
- (5) 放射線管理について、保安規定に定める工事等を要する設備に関する事項等が、加工事業の許可又は変更の許可を受けた加工施設の位置、構造及び設備の内容等と整合していること。
- (6) 加工施設で設計想定事象が発生した場合における加工施設の保全のための活動（以下「設計想定事象発生時保全活動」という。）等について、保安規定に定める工事等を要する設備に関する事項等が、加工事業の許可又は変更の許可を受けた加工施設の位置、構造及び設備、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の内容等と整合していること。

3-2. 法第22条第2項第2号

規制庁は、本申請について、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第8条第1項各号の規定を踏まえ、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

- (1) 加工規則第8条第1項第3号（加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織）
加工規則第8条第1項第3号に関する審査基準は、加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることとしている。

※1 六ふっ化ウラン

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、加工規則第8条第1項第3号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 工事等を要する設備に関する事項について、追加される設備の管理担当及び保修担当が定められていること。
- ② 役員等への安全に係る教育について、品質・保安会議において実施計画を審議する体制を維持した上で実施責任者を安全・品質本部長としていること及び品質・保安会議の構成について、議長を安全・品質本部長とすることに伴い、これまで安全・品質本部長が担っていた役割は安全・品質本部副本部長に引き継がれること。

(2) 加工規則第8条第1項第6号（加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等）

加工規則第8条第1項第6号に関する審査基準は、加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること、加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること等としている。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、加工規則第8条第1項第6号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① ウランの取扱について、分析室フード等の最大取扱ウラン量が設備に応じて定められていること。
- ② 工事等を要する設備に関する事項について、中央監視室又は管理排水処理室で状態確認できない設備等を巡視点検すること、制限値（インターロック）を有する設備及び周辺環境を監視する設備を保安上特別に管理すること等が定められていること。
- ③ (1) で確認したとおり、役員等への安全に係る教育の実施計画について、品質・保安会議の審議事項とすることに変更がないこと及び品質・保安会議の構成について、議長の変更に伴い、役割が引き継がれること。

(3) 加工規則第8条第1項第9号（線量、線量当量、汚染の除去等）

加工規則第8条第1項第9号に関する審査基準は、汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること等としている。

規制庁は、周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量率等に関する事項について、社員等が安全に認識できる場所に測定結果を表示することが定められていることを確認したことから、加工規則第8条第1項第9号に関する審査基準を満足していると判断した。

(4) 加工規則第8条第1項第10号(放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法)

加工規則第8条第1項第10号に関する審査基準は、放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること等としている。

規制庁は、工事等を要する設備について、当該設備の種類、所管箇所、数量等が定められていること等を確認したことから、加工規則第8条第1項第10号に関する審査基準を満足していると判断した。

(5) 加工規則第8条第1項第11号(核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等)

加工規則第8条第1項第11号に関する審査基準は、工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること、核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていることとしている。

規制庁は、以下の事項が定められていることを確認したことから、加工規則第8条第1項第11号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ①UF₆ シリンダ等の受け入れ又は払い出しを行う場合は、使用前事業者検査が行われていることを確認すること。
- ②UF₆ シリンダ等から核燃料物質を取り出す場合及び空のUF₆ シリンダ等に核燃料物質を充填する場合は、使用前事業者検査等により、外観、貯蔵中における異常の有無及び内圧に加え、当該シリンダの健全性を確認すること。
- ③付着ウラン回収容器の貯蔵場所についてA又はBウラン貯蔵室内のUF₆ シリンダ等の置台が追加されていること。

(6) 加工規則第8条第1項第12号(放射性廃棄物の廃棄)

加工規則第8条第1項第12号に関する審査基準は、放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること等としている。

規制庁は、放射性固体廃棄物(使用済ふっ化ナトリウム、スラッジ及び分析沈殿物)を保管する場所について、Aウラン濃縮廃棄物室からBウラン濃縮廃棄物室へ変更することが定められていること等を確認したことから、加工規則第8条第1項第12号に関する審査基準を満足していると判断した。

(7) 加工規則第8条第1項第13号(非常の場合に講ずべき処置)及び第14号(設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置)

加工規則第8条第1項第13号及び第14号に関する審査基準は、緊急時に実施すべき事項が定められていること、緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること、加工事業の許可又は変更の許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に則した対策が機能するよう、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する要員配置、活動実施、資機材配備等が定められていること等としている。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、加工規則第8条第1項第13号及び第14号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 工事等を要する設備のうち通信連絡設備について、操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順が定められていること。
- ② 工事等を要する設備に関する事項について、設計想定事象発生時保全活動等に関する、以下の事項等が定められていること。
 - a. 遠隔消火設備の使用方法、自然災害発生時の措置等
 - b. 貯水槽その他の重大事故等対処に係る資機材等
 - c. 自衛消防隊の常駐体制に係る要員配置

なお、上記のほか、記載の適正化がなされた事項についても適切に反映されていることを確認した。